

幼児教育・保育の無償化について

1 制度の概要

(1) 目的

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済負担の軽減を図るため、教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付を行う。

(2) 実施時期

令和元年10月1日

(3) 給付の種類

① 子ども・子育て支援給付

ア 施設型給付費（幼稚園、保育所、認定こども園など）、地域型保育給付費

イ 施設等利用費（幼稚園〈未移行〉、認可外保育施設、預かり保育事業など）

② その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

補足給付事業（食材料費（副食費））など

(4) 事業の実施主体と経費の負担

① 実施主体

東広島市

② 経費の負担

(2) ①の実施に要する給付費の負担割合

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

ただし、公立施設（幼稚園、保育所、認定こども園）は市町村10/10

(2) ②の実施に要する給付費の負担割合

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

（令和元年度に限り、地方負担分について全額国費で負担）

(5) 対象者

① 子ども・子育て支援給付

ア 3歳から5歳までの小学校就学前の子どもで、市の給付認定を受けた者

（※対象者数：公立幼稚園 約200人、私立幼稚園 約1,400人（国立大附属を含む））

イ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもで、市の給付認定を受けた者

② 補足給付事業

年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子ども

（※対象者数（見込）：公立幼稚園 約30人、私立幼稚園 約190人）

(6) 対象施設

市町村の確認を受け、公示された施設

(7) 給付額及び給付総額

① 子ども・子育て支援給付

ア 施設型給付費

利用料は無償

給付総額は公立幼稚園の場合、0円

イ 施設等利用費

新制度未移行の幼稚園は月額上限 25,700円、国立大学附属幼稚園は月額上限 8,700円まで無償化

給付総額（予算） 221,598千円

② 補足給付事業（食材料費（副食費））

月額上限 4,500円

(8) 申請及び給付の方法

給付認定申請書の提出により審査し、認定通知後、基本的に法定代理受領により給付（現物給付）。（やむを得ない場合は償還払い）

(9) 今後の予定

7月～	事業所へ説明会（施設等確認申請書の配付、申請書の提出） 保護者へ説明（給付認定申請書の配付、申請書の提出）
8月	施設等確認申請書の審査、給付認定申請書の審査
9月	認定の通知、
10月	施設等の公示

2 事業の推進体制

(1) 実施所属

こども未来部 保育課

学校教育部 学事課

健康福祉部 障害福祉課

(2) 所掌事務

基本的な事務は保育課が実施。（施設の確認、対象者の認定等）

公立幼稚園、私立幼稚園（未移行）、国立大学附属幼稚園に係る事務の一部は学事課が実施するが、支給に係る事務は全て学事課で実施。

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

子どものための教育・保育給付 (第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付 (第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、
預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>
(第7条第10項第2号)

特別支援学校
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等
(第7条第10項第4号、6号～8号)

・認可外保育施設
・一時預かり事業
・病児保育事業
・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

※ 認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象(第7条第10項第1号)

地域子ども・子育て 支援事業(第4章)

地域の実情に応じた
子育て支援

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
(幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食材費(副食費)に対する助成(第59条第3号ロ))
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支 援事業(第4章の2)

仕事と子育ての
両立支援

- ・企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)

- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援